

# 兵庫県公報

令和5年3月22日 水曜日 第397号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 液化石油ガス販売事業者の認定（消防保安課）	2
○ 令和5年兵庫県告示第248号（令和5年度前期技能検定の実施）の一部改正（能力開発課）	
○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）	2
○ 令和3年兵庫県告示第1150号の4（休猟区の指定）の一部改正（自然・鳥獣共生課）	3
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	4
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	5
○ 豊岡都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（下水道課）	7
○ 阪神間都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（同）	7
○ 中播都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（同）	8
○ 重要調整池に係る検査の結果（北播磨県民局）	8
<b>公 告</b>	
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（丹波県民局）	8
<b>教育委員会告示</b>	
○ 指定技能教育施設の連携科目等の指定及び指定の解除	9
○ 指定技能教育施設の連携科目等の指定の解除	9
○ 同 上	9
○ 同 上	10
<b>公安委員会規則</b>	
○ 兵庫県警察国有物品管理規則及び警察官等に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する規則の一部を改正する規則	10
○ 司法警察員の指定等に関する規則の一部を改正する規則	10
○ 兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	11
<b>公安委員会告示</b>	
○ 平成12年兵庫県公安委員会告示第127号（運転免許取得者教育施設の認定）の一部改正	11
<b>道路公社公告</b>	
○ 平成19年兵庫県道路公社公告第81号（遠阪トンネル有料道路ほか2道路の料金（身体障害者に対する料金の割引）の変更の公告）の変更	12
○ 令和元年兵庫県道路公社公告第89号（播但連絡有料道路及び播但連絡有料道路（2期）の料金の額及び徴収期間等の変更の公告）の一部改正	13
○ 令和元年兵庫県道路公社公告第90号（遠阪トンネル有料道路の料金の額及び徴収期間等の変更の公告）の一部改正	13

## 公布された法令のあらまし

◎兵庫県警察国有物品管理規則及び警察官等に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する規則の一部を改正する規則（公安委員会規則第3号）

兵庫県警察の組織に関する規則の一部改正により、兵庫県警察サイバーセキュリティ・捜査高度化センターにサイバー企画課及びサイバー捜査課が置かれることに伴い、関係規程について所要の整備を行うこととした。

◎司法警察員の指定等に関する規則の一部を改正する規則（公安委員会規則第4号）

警察本部長が特例措置として、サイバーセキュリティ・捜査高度化センターに置くサイバー企画課及びサイバー捜査課に対し、当該所属に属しない事務を行わせる上で、その実効性を担保するため、関係規定について所要の整備を行うこととした。

◎兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（公安委員会規則第5号）

道路交通法の一部改正により特定自動運行に係る許可制度が創設されること及び遠隔操作型小型車の交通方法等に関する規定が整備されること並びに通行する車両の高さの最高制限が4.1メートルである道路を新たに指定すること等に伴い、関係規定について所要の整備を行う。

告 示

兵庫県告示第327号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第35条の6第1項の規定により、次のとおり液化石油ガス販売事業者を認定した。

令和5年3月22日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 氏名又は名称、住所及び法人にあつては、その代表者の氏名  
加古川ガス株式会社  
加古川市加古川町平野501番地  
高須 公一
- 2 認定年月日及び認定番号  
令和5年3月9日  
第53号



兵庫県告示第328号

令和5年兵庫県告示第248号（令和5年度前期技能検定の実施）の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月22日

兵庫県知事 齋藤元彦

別表1の部中

「

放電加工	数値制御形彫り放電加工
	ワイヤ放電加工

」

を

「

非接触除去加工	数値制御形彫り放電加工
	ワイヤ放電加工
	レーザー加工

」

に改め、同表2の部中「電気機器組立て」を「シーケンス制御」に改める。



兵庫県告示第329号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を令和5年3月7日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

令和5年3月22日

兵庫県知事 齋藤元彦

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
水利施設等保全高度化事業	中佐治地区	令和5年3月22日から 同年4月11日まで	丹波市役所



**兵庫県告示第330号**

令和3年兵庫県告示第1150号の4（休猟区の指定）の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月22日

兵庫県知事 齋藤元彦

表吉川町東部休猟区の項を次のように改める。

名称	区域	存続期間
吉川町東部 休猟区	三木市吉川町における主要地方道西脇三田線と市道米田大沢線の交点を起点として、同所から同主要地方道を東進して県道新田大沢線に至り、同所から同県道を北進して県道広野永福線に至り、同所から同県道を東進して県道新田大沢線に至り、同所から同県道を北東進して三木市と三田市の境界に至り、同所から同境界に沿って南進して三木市と三田市と神戸市の境界に至り、同所から三木市と神戸市の境界を南進及び西進して国道428号に至り、同所から同国道を北進して市道米田大沢線に至り、同所から同市道を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	令和3年11月1日から 令和6年10月31日まで



**兵庫県告示第331号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年3月22日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類  
公共測量（3級基準点測量、4級基準点測量及び現地測量）
- 2 作業期間  
令和5年2月20日から同年11月30日まで
- 3 作業地域  
姫路市広畑区西蒲田地内



**兵庫県告示第332号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年3月22日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類  
公共測量（用地測量）
- 2 作業期間  
令和5年3月1日から令和6年3月25日まで
- 3 作業地域  
たつの市揖西町小犬丸地内



**兵庫県告示第333号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年3月22日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類  
公共測量（4級基準点の復旧測量（再設））
- 2 作業期間  
令和5年2月1日から同年3月31日まで
- 3 作業地域  
西宮市松ヶ丘町地内



**兵庫県告示第334号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年3月22日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類  
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間  
令和5年2月1日から同年3月31日まで
- 3 作業地域  
西宮市樋之池町及び老松町地内



**兵庫県告示第335号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年3月22日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類  
公共測量（2級基準点測量及び3級基準点測量）
- 2 作業期間  
令和5年2月1日から同年3月31日まで
- 3 作業地域  
西宮市山口町下山口地内



**兵庫県告示第336号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和5年3月22日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類  
公共測量（路線測量）
- 2 作業期間  
令和4年1月27日から同年12月28日まで
- 3 作業地域  
新温泉町居組地内



**兵庫県告示第337号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和5年3月22日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類  
公共測量（3級基準点測量、4級基準点測量及び現地測量）
- 2 作業期間  
令和4年6月17日から令和5年1月31日まで
- 3 作業地域  
新温泉町金屋地内



**兵庫県告示第338号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和5年3月22日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類  
公共測量（用地実測図原図作成及び用地平面図作成）
- 2 作業期間  
令和4年7月12日から同年11月30日まで
- 3 作業地域  
朝来市佐囊地内



**兵庫県告示第339号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和5年3月22日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類  
公共測量（4級基準点の復旧測量（再設））
- 2 作業期間  
令和4年11月1日から令和5年1月31日まで
- 3 作業地域  
西宮市枝川町地内



**兵庫県告示第340号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、但馬県民局新温泉土木事務所及び香美町役場に備え置いて縦覧に供する。

令和5年3月22日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定区域

区域名	市郡名	区町名	町大字名	小字名	地番
西	美方郡	香美町	香住区余部	ホウキノ谷 ナワテ サタニ 西 イン谷	1685番2、1685番3の一部、1685番8の一部、1685番19の一部、1685番20から1685番22まで、1687番2、1687番3、1687番2から1687番3に至る地先の道路敷 1861番2の一部、1861番5の一部、1861番6の一部、1861番7、1874番1、1875番1、1877番1、1878番1、1879番、1880番、1881番1、1882番、1883番、1884番1、1884番3、1885番から1891番まで、1892番1、1892番2、1893番から1898番まで、1899番1、1899番9から1899番12まで、1900番、1901番、1902番1、1903番1、1905番1、1875番1から1884番3に至る地先の道路敷、1880番地先の道路敷、1881番1地先の道路敷、1884番1地先の道路敷、1889番から1901番に至る地先の道路敷、1861番2地先の水路敷の一部 1907番2、1907番7の一部、1907番8、1913番2の一部、1915番1、1918番1 1919番、1921番2の一部、1945番、1946番1、1946番2、1947番、1947番1、1965番1の一部、1968番・1969番合併2、1968番・1969番合併2地先の無番地、1947番地先の道路敷、1919番から1946番1に至る地先の水路敷の一部、1947番地先の水路敷の一部 1970番の一部、1970番1の一部、1970番2、1970番4の一部、1972番2の一部、1972番3の一部、1973番、1974番、1975番1、1975番2、1976番1、1976番3の一部、1976番4の一部、1976番11の一部、1977番の一部、1978番1の一部、1970番地先の道路敷、1970番から1975番1に至る地先の水路敷

西(2)	美方郡	香美町	香住区余部	ヨ コ モ	1995番2の一部、1996番の一部、1997番1の一部、1997番2の一部、2027番1、2027番3、2027番4の一部、2027番5、2027番8の一部、2028番2、2028番3の一部、2029番1の一部、2029番2、2035番、2035番1、2036番1、2037番、2037番1、2042番1、2042番2、2043番、2044番1、2045番2、2046番1、2047番から2049番まで、2051番1、2051番2、2052番、2053番1の一部、2054番、2055番1の一部、2056番、2029番1地先の道路敷の一部、2035番地先の道路敷、2047番地先の道路敷、2052番から2053番1に至る地先の水路敷の一部
------	-----	-----	-------	-------	--



**兵庫県告示第341号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和5年3月22日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称  
豊岡市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
豊岡都市計画下水道事業豊岡市公共下水道
- 3 事業施行期間  
変更前 昭和46年11月5日から平成36年3月31日まで  
変更後 昭和46年11月5日から令和10年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
平成30年3月30日兵庫県告示第364号のうち、事業地の大字城崎町桃島字桃山、字内島及び字家ノ下の地内において事業地を変更する。



**兵庫県告示第342号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和5年3月22日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称  
三田市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
阪神間都市計画下水道事業三田市公共下水道
- 3 事業施行期間  
変更前 昭和54年2月2日から平成35年3月31日まで  
変更後 昭和54年2月2日から令和8年3月31日まで

- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし



**兵庫県告示第343号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和5年3月22日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称  
福崎町
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
中播都市計画下水道事業福崎町公共下水道
- 3 事業施行期間  
平成7年1月20日から令和7年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし



**兵庫県告示第344号**

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第13条第2項の規定により、次の重要調整池について、同条例第11条第2項の技術的基準に適合することを確認した。

令和5年3月22日

北播磨県民局長 橋本正人

- 1 重要調整池の所在地  
小野市山田町字一念1436-1外4筆、同市池尻町字打越629-76外6筆及び同市榊町字際谷1482-104
- 2 重要調整池の所有者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
兵庫県企業庁	神戸市中央区下山手通5-10-1	公営企業管理者 水埜浩

**公 告**

**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和5年3月22日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
丹波篠山市北字六反田ノ坪302番1、303番、304番、305番、306番、307番、308番、309番、310番1、310番2、311番、312番、313番  
同 市北字コモジノ坪378番、379番、380番、381番、382番、383番、384番、385番、386番、387番、388番、395番1、396番1、397番1、398番1、399番1、400番1、401番1、402番1、403番1、404番1、405番1、406番、407番



兵庫県教育委員会告示第12号

学校教育法（昭和22年法律第26号）第55条の規定による技能教育のための施設の連携科目等の指定を次のとおり解除した。

令和5年3月22日

兵庫県教育委員会  
教育長 藤原俊平

- 1 指定技能教育施設の名称等  
三宮みのり高等部（神戸市中央区磯上通8丁目1番33号）
- 2 指定を解除した連携科目等  
連携措置に係る科目      連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目  
経済活動と法              経済活動と法

公安委員会規則

兵庫県警察国有物品管理規則及び警察官等に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月22日

兵庫県公安委員会  
委員長 小西新右衛門

兵庫県公安委員会規則第3号

兵庫県警察国有物品管理規則及び警察官等に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する規則の一部を改正する規則

（兵庫県警察国有物品管理規則の一部改正）

第1条 兵庫県警察国有物品管理規則（昭和40年兵庫県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「。以下同じ」を削り、「サイバーセキュリティ・捜査高度化センター」の右に「の課」を加える。

（警察官等に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する規則の一部改正）

第2条 警察官等に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する規則（昭和41年兵庫県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第4条中「サイバーセキュリティ・捜査高度化センター」の右に「の各所属」を加える。

附 則

この規則は、令和5年3月24日から施行する。

司法警察員の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月22日

兵庫県公安委員会  
委員長 小西新右衛門

兵庫県公安委員会規則第4号

司法警察員の指定等に関する規則の一部を改正する規則

司法警察員の指定等に関する規則（昭和39年兵庫県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第3条中第4号を第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

- (4) サイバーセキュリティ・捜査高度化センターに勤務する警部以上の階級にある警察官

附 則

この規則は、令和5年3月24日から施行する。

兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月22日

兵庫県公安委員会

委員長 小 西 新右衛門

**兵庫県公安委員会規則第5号**

**兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則**

兵庫県道路交通法施行細則（昭和35年兵庫県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第1条第3号を次のように改める。

(3) 兵庫県警察本部交通部交通企画課長を経由してするものは、次のとおりとする。

ア 法第15条の3第1項（遠隔操作による通行の届出）の規定による遠隔操作型小型車を遠隔操作により通行することの届出（同項の規定による届出事項の変更の届出を含む。）

イ 法第74条の3第8項（安全運転管理者等に対する講習の通知）の規定により通知を受けた場合の当該講習の申請

ウ 法第75条の12第2項（特定自動運行の許可）の規定による特定自動運行の許可の申請書の提出

エ 法第75条の16第1項本文（許可事項の変更）の規定による特定自動運行の許可事項の変更の申請書の提出

オ 法第75条の16第3項（許可事項の軽微な変更）の規定による特定自動運行の許可事項の軽微な変更の届出

カ 法第75条の16第4項（申請事項の変更）の規定による特定自動運行の許可の申請書に記載した事項の変更の届出

キ 法第108条の3の5（自転車運転者講習の受講命令）の規定により命令を受けた場合の当該講習の申込み

ク 第28条第2項に規定する自転車運転者講習終了証書の再交付の申請

ケ 規則第9条の19第2項（特定自動運行の許可証の交付等）の規定による許可証の再交付の申請

コ 規則第9条の38第1項又は第3項（許可証の返納等）の規定による許可証の返納

第2条の2第2項中「自動車検査証記録事項（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条第2項に規定する自動車検査証記録事項をいう。以下同じ。）に記載された書面」を「自動車検査証」に改める。

別表第3の2市道（神戸市）の部西神5号線の項を削る。

別表第3の2市道（尼崎市）の部中島東高須線の項中「大高洲町1番1」を「東高洲町4番1」に改め、同表市道（西宮市）の部幹第5号線の項の次に次のように加える。

幹第7号線	西宮市甲子園高潮町67番1から同市中島町153番1まで
-------	-----------------------------

別表第3の2市道（西宮市）の部幹第17号線の項の次に次のように加える。

西第402号線	西宮市津門飯田町69番1から同市津門飯田町36番1まで
---------	-----------------------------

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

**公安委員会告示**

**兵庫県公安委員会告示第77号**

平成12年兵庫県公安委員会告示第127号（運転免許取得者教育施設の認定）に係る認定教育実施者について、運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第5条第1項第1号に掲げる事項を変更しようとする届出があったので、規則第7条第2項の規定により、次のとおり公示する。

令和5年3月22日

兵庫県公安委員会

委員長 小 西 新右衛門

1 届出に係る認定教育実施者

株式会社和田山自動車学校（和田山自動車教習所）

2 変更に係る事項

代表者の氏名

変更前 藤原 哲也

変更後 藤原 みさと

道路公社公告

兵庫県道路公社公告第94号

道路整備特別措置法第10条第4項及び第11条第4項の規定に基づき、平成19年兵庫県道路公社公告第81号（遠阪トンネル有料道路ほか2道路の料金（身体障害者に対する料金の割引）の変更の公告）を次のように改正し、令和5年3月27日から適用するので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第25条第1項の規定に基づき公告する。

なお、平成19年兵庫県道路公社公告第81号（料金を徴収する道路の料金（身体障害者に対する料金の割引）の変更）は、令和5年3月26日限り、廃止する。

令和5年3月22日

兵庫県道路公社

理事長 飯塚 功一

1 適用道路名

遠阪トンネル有料道路、播但連絡有料道路及び播但連絡有料道路（2期）

2 適用範囲及び割引率

(1) 遠阪トンネル有料道路

ア 割引を適用する自動車

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付されている療育手帳（以下「手帳」という。）に、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。）若しくは当該事務所を設置していない町村又は高速道路会社及び他の有料道路事業者が共同で設ける申込窓口において以下の(ア)又は(イ)の要件を満たすものとして、兵庫県道路公社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続きがなされた自動車。

(ア) 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、兵庫県道路公社が別に定めるもの

(イ) 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき兵庫県道路公社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあっては当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、兵庫県道路公社が別に定めるもの

なお、上記自動車がETCシステム（有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年8月2日建設省令第38号。以下「省令」という。）第1条に規定する有料道路自動料金収受システムをいう。以下同じ。）を利用して無線通信により料金所を通行し、通行料金の納付を行おうとする場合は、兵庫県道路公社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、ETCカード（省令第2条第2項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が公告したETCシステム利用規程（令和4年3月1日。以下「利用規程」という。）第3条第1号に規定するETCカードをいう。以下同じ。）と車載器（利用規程第3条第1号に規定する車載器をいう。以下同じ。）をともに使用する場合に限る。

また、上記(ア)又は(イ)の要件を満たす自動車以外の自動車であっても、兵庫県道路公社が別に定めるものについては、兵庫県道路公社が別に定めるところにより本割引を適用するものとする。ただし、

当該自動車がETCシステムを利用して無線通行により料金所を通行し通行料金の支払を行おうとする場合は、兵庫県道路公社が別に定める方法により通行する場合に限る。

イ 割引率

割引率は50パーセント以下とする。

(注) 兵庫県道路公社が別に定めるものとは、「有料道路における障害者割引実施要領」(平成15年7月30日)をいう。

(2) 播但連絡有料道路及び播但連絡有料道路(2期)

ア 割引を適用する自動車

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙)の定めるところにより交付されている療育手帳(以下「手帳」という。)に、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第14条に基づく福祉に関する事務所(市町村及び特別区が設置したものに限る。)若しくは当該事務所を設置していない町村又は高速道路会社及び他の有料道路事業者が共同で設ける申込窓口において以下の(ア)又は(イ)の要件を満たすものとして、兵庫県道路公社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続きがなされた自動車。

(ア) 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車(営業用の自動車を除く。)で、兵庫県道路公社が別に定めるもの

(イ) 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について(昭和48年9月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知)」の第三に定める障害の程度に基づき兵庫県道路公社が別に定める者(以下「重度障害者」という。)が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する(これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあつては当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する)自動車(営業用の自動車を除く。)で、兵庫県道路公社が別に定めるもの

なお、上記自動車がETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行し、通行料金の納付を行おうとする場合は、兵庫県道路公社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、ETCカードと車載器をともに使用する場合に限る。

また、上記(ア)又は(イ)の要件を満たす自動車以外の自動車であっても、兵庫県道路公社が別に定めるものについては、兵庫県道路公社が別に定めるところにより本割引を適用するものとする。ただし、当該自動車がETCシステムを利用して無線通行により料金所を通行し通行料金の支払を行おうとする場合は、兵庫県道路公社が別に定める方法により通行する場合に限る。

イ 割引率

割引率は50パーセント以下とする。

(注) 兵庫県道路公社が別に定めるものとは、「有料道路における障害者割引実施要領」(平成15年7月30日)をいう。

~~~~~

#### 兵庫県道路公社公告第95号

「ハイカ・前払」残高管理サービスの廃止により、令和元年兵庫県道路公社公告第89号(播但連絡有料道路及び播但連絡有料道路(2期)の料金の額及び徴収期間等の変更の公告)の一部を次のように改正するので、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第25条第1項の規定に基づき公告する。

令和5年3月22日

兵庫県道路公社

理事長 飯塚 功一

4(2)エを削る。

~~~~~

#### 兵庫県道路公社公告第96号

「ハイカ・前払」残高管理サービスの廃止により、令和元年兵庫県道路公社公告第90号(遠阪トンネル有料

道路の料金の額及び徴収期間等の変更の公告)の一部を次のように改正するので、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第25条第1項の規定に基づき公告する。

令和5年3月22日

兵庫県道路公社

理事長 飯塚 功一

3(2)を削る。